

広島市交通科学館指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市交通科学館 広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号
- (2) 設置目的
乗り物と交通に関する市民の興味と関心を高めるとともに、乗り物と交通に対する理解を深めるための場を提供し、もって市民の豊かな教養に資することを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 乗り物資料の収集、保管、展示及び供用
イ 乗り物資料の観覧及び利用に関する必要な説明、指導及び助言
ウ 乗り物資料に関する調査研究
エ 乗り物資料に関する案内書、解説書等の作成及び頒布
オ 乗り物及び交通に関する講演会、講習会等の開催
カ その他教育委員会が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市文化財団

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市文化財団
- (2) 非公募とする理由
博物館の管理運営には次の点が必要であり、経験を積んだ相当数の専門職員を確実に確保する必要がある。このため、専門的知識や豊富な経験を持つ職員を多く有する公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。
ア 博物館法の規定により、専門職員として学芸員等の配置が必要である。
イ 博物館事業の中核である「資料の収集・整理・保管・展示・教育」という一連の業務が遂行できる知識・技術の蓄積が必要である。
ウ 博物館の種別ごとに必要となる学術分野における調査・研究能力とその実績を備えている必要がある。
エ 該当する学術分野の地域事象に対して精通している必要がある。
オ 博物館、大学等の研究機関等との人的ネットワーク及び対外的信用の蓄積が必要である。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
(ア) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日の翌日でない日
(イ) 休日の翌日
(ウ) 8月6日
(エ) 12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間
午前9時から午後5時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 交通科学館の事業の実施に関すること。
イ 交通科学館への入館の制限に関すること。
ウ 交通科学館の施設及び設備の維持管理に関すること。
エ その他教育委員会が定める業務
オ 特記事項
(ア) 利用料金制を導入済み。
(イ) 乗り物資料の複写手数料の収納事務を委託する。
(ウ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
(エ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
ア 14人を標準とする。
イ 専門職員の配置
配置人員のうち、学芸員及び教員経験者をあわせて10人を標準とする。ただし、学芸員は必置とする。
ウ 防火管理者等の配置
(ア) 配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火・防災管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

